



整理番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

納税の猶予申請書



税務署長殿

国税局猶予相談センターに相談済みの場合はチェックしてください。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条により読み替えて適用する国税通則法第46条第1項の規定により、以下のとおり納税の猶予を申請します。

1 申請者名等 (以下の項目について、ご記入をお願いします。)										
申請者	住所所在地	電話番号				携帯電話		申請年月日	令和 年 月 日	
	氏名	氏名				印		通債日付印		
	法人番号	法人番号				印		申請番号		
納付すべき国税	年度	税目	納期限	本税	円	附帯税	円	備考	新型コロナウイルス等の影響	
									<input type="checkbox"/> イベント等の自粛で収入が減少	
									<input type="checkbox"/> 外出自粛要請で収入が減少	
									<input type="checkbox"/> 入国制限で収入が減少	
									<input type="checkbox"/> その他の理由で収入が減少	
	合計		①	②						
猶予期間		納付すべき国税の納期限の翌日から 令和 年 月 日 まで 月間								

2 猶予額の計算 (書き方が分からない場合は、職員が聞き取りをしながら記載します。)

(注) 会計ソフト等で作成した試算表などで代用いただいても構いません。

(1) 収入及び支出の状況等

令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。

項目	令和 年(当年)			前年同月			収入減少率
	月	月	月	月	月	月	
収入							$1 - \frac{③}{⑥}$ $1 - \frac{④}{⑦}$ $1 - \frac{⑤}{⑧}$ のうち最大のものを記載 %
売上							
小計	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
支出							支出平均額 $\frac{⑨+⑩+⑪}{\div \text{記入月数}}$ ⑫ 円
仕入 販売費/ 一般管理費							
借入金返済							
生活費(※)							
小計	⑨	⑩	⑪				

※ 減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。
 ※ 申請者が法人の場合は、生活費は「支出」に該当しません。

税理士 署名押印	印	電話番号	
		<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有

出典：国税庁

(参考1) 税目別の特例猶予の適用税額(令和2年4月30日から12月28日適用分)

適用税額	
全税目	(100.0%) 1,273,101百万円
所得税	(7.9%) 101,104百万円
内 源泉所得税	(5.7%) 72,088百万円
内 申告所得税	(2.3%) 29,016百万円
法人税	(29.9%) 380,439百万円
消費税及び地方消費税	(58.9%) 749,989百万円
その他税目	(3.3%) 41,570百万円

- (注) 1 括弧内の数値は、全税目に占める構成比を表す。
 2 各々の計数において、百万円未満を四捨五入していることから、合計とは一致しない場合がある。

出典：国税庁

衆議院財務金融委員会 提出資料 ② 2021年2月24日 日本共産党 清水忠史

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う納税猶予の特例（案）

- イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減しているという現下の状況を踏まえ、**無担保かつ延滞税なしで1年間、納税を猶予**する特例を設ける。

※ 基本的に全ての税目が対象（印紙で納付する印紙税等は除く）。社会保険料についても、基本的に「国税の徴収の例による」こととされているため同様の扱いが可能となる。

※ 本特例は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税について適用する。その際、施行日前に納期限が到来している国税についても遡及して適用することができることとする。

現行（財産の損失が生じていない場合（注））

- 一定の期間（原則1年）において、大幅な赤字が発生した場合に納税を猶予。
- 一時の納税ができないと認められる場合に適用。
 - ・ 向こう1か月の事業資金を考慮。
 - ・ 収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可（柔軟な運用）。
- 原則として、担保の提供が必要。
- 延滞税は軽減（年1.6%）。

特例（案）

- 令和2年2月から納期限までの一定の期間（1か月以上）において、収入が大幅に減少※した場合について1年間納税を猶予。
 - ※ 前年同期比概ね20%以上の減少
- 一時の納税が困難と認められる場合に適用。
 - ・ 少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。
 - ・ 左記柔軟な運用を継続。
- 担保は不要。
- 延滞税は免除。

（注）新型コロナウイルス感染症の影響により財産に損失が生じた場合は現状でも延滞税は免除。

出典：財務省

問9. 《個人に対して国や地方公共団体から助成金が支給された場合の取扱い》

〔令和3年1月13日更新〕

新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い、国や地方公共団体から個人に対して助成金が支給されることがありますが、こうした助成金は所得税の課税対象となりますか。

- 国や地方公共団体からの助成金については、個別の助成金の事実関係によって、次のとおり課税関係が異なります。具体例については、48～50ページの(参考)をご覧ください。

【非課税となるもの】

- 次のような助成金(助成金には、商品券などの金銭以外の経済的利益を含みます。以下同じです。)は、非課税となります。
- ① 助成金の支給の根拠となる法令等の規定により、非課税所得とされるもの
 - ② その助成金が次に該当するなどして、所得税法の規定により、非課税所得とされるもの
 - ・ 学資として支給される金品(所得税法9条1項15号)
 - ・ 心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金(所得税法9条1項17号)

【課税となるもの】

- 上記の非課税所得となる助成金以外の助成金については、次のいずれかの所得として所得税の課税対象になります。
- ① 事業所得等に区分されるもの
事業に関連して支給される助成金(例えば、事業者の収入が減少したことに対する補償や支払賃金などの必要経費に算入すべき支出の補てんを目的として支給するものなど)
 - ※ 補償金の支給額を含めた1年間の収入から経費を差し引いた収支が赤字となる場合などには、税負担は生じません。また、支払賃金などの必要経費を補てんするものは、支出そのものが必要経費になります。
 - ② 一時所得に区分されるもの
例えば、事業に関連しない助成金で臨時的に一定の所得水準以下の方に対して一時に支給される助成金
 - ※ 一時所得については、所得金額の計算上、50万円の特別控除が適用されることから、他の一時所得とされる金額との合計額が50万円を超えない限り、課税対象になりません。
 - ③ 雑所得に区分されるもの
上記①・②に該当しない助成金
- ※ 一般的な給与所得者については、給与所得以外の所得が20万円以下である場合には、確定申告不要とされています。
- ※ 国や地方公共団体による主な助成金等の課税関係については、48～50ページの(参考)をご確認ください。

なお、48～50ページの(参考)に記載がない助成金等の課税関係については、その助成金等の支給元である国や地方公共団体の窓口にご確認ください。